

長建国保特集号

建設長崎

March
号外

2021年 3 月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まます

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄 印刷●(株) 昭 和 堂 TEL 095-821-1234

令和三年度 事業計画・予算を決定

去る二月二十六日(金)、長崎市筑後町のセントヒル長崎において各支部選出の組合会議員二十九名(定数三十九名)の出席の下、第一〇二回組合会を開催し、令和二年度補正予算、令和三年度の事業計画及び予算等、提案された全議案が決定されました。

組合会の開会にあたり、理事会を代表して田上一郎理事長が挨拶に立ち、先ず今日の新型コロナウイルス感染症の被害拡大を受けて仲間の皆様への影響を危惧

するとともに、引き続き感染防止対策をお互いが徹底するよう呼びかけました。その後、令和三年度における国の予算状況、並びに国保組合に関連する予算関係の報告の後、昨年の夏と秋に取り組みいだ

だきました国保組合に対する補助金確保に向けたハガキ要請行動に対する感謝と御礼を述べました。

そして、令和二年度の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍

の長建国保の財政運営については、コロナ禍



組合会議長の
一瀬純男氏
(大村支部)

最後に、令和三年四月十一日には長建国保設立五〇周年・建設長崎結成七十五周年記念式典を挙げるに

あたり、諸先輩や役員はじめ仲間の皆様、関係各位の

等による収支の安定を図る予算を決定し事業運営を進めました。

ところが、新型コロナウイルス感染症の脅威により国民生活に大きく影響を及ぼし、感染症治療で医療提供体制が逼迫している中、また通常診療にも支障を来している状況を背景に、受診機会の激減、医療費の低下へとつながっています。

長建国保でも令和二年度上半期で一人当たりの医療費が前年同月比平均七・三六%減となり、年度後半も含めて医療費全体の動向には大きく影響は及ばないものと想定しています。

このことから、令和二年度決算見込においては、五千百万円の決算剰余金を見込みましたが、繰越金や前年度分国庫補助返還分を差し引きすると単年度収支では五千三百万円の赤字が見込まれています。

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

令和二年度の当初予算では、医療費の自然増分(前年度比二・四一%増)や高齢者負担金、介護納付金支出等を予算計上し、三億七千万円の財源不足が見込まれたため、保険料の引き上げと基金繰入(三億円)

国保組合関係予算の総額は、二七三億一千万円で、令和二年度当初予算より一七億六千万円減となりまし



長建国保の健全運営のため 保険料改定にご理解とご協力を

理事長 田上 一郎

長建国保の運営状況は、全国的な高齢化に伴う医療費や介護納付金が増加していることから、年々厳しい運営を強いられま

す。単年度収支では平成二

年度以降赤字に転じ、平成二八年度からは基金の取り崩しにより財源不足を補うという状況が続いていま

す。このような中、平成二九年度からは長建国保の運営

を継続を図り、大幅な保険料の引き上げとならないよう、基金の取り崩し(基金繰入)を行い、毎年段階的な保険料の見直しをさせてい

ただいております。

令和 3 年度保険料を改定

令和 3 年度賦課区分別保険料 (月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

種 別	区 分	医療分保険料 (月額)			支援金分保険料 (月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	12,300	据置き	12,300	2,700	400	3,100	15,000	400	15,400
	第2種 (建設業等許可を有しない事業主)	15,900	据置き	15,900	3,500	500	4,000	19,400	500	19,900
	第3種 (建設業等許可を有する事業主)	18,700	据置き	18,700	4,100	600	4,700	22,800	600	23,400
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	8,000	据置き	8,000	1,800	200	2,000	9,800	200	10,000
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	10,000	据置き	10,000	2,400	300	2,700	12,400	300	12,700
家族保険料	家族1人につき (5人を限度)	3,200	据置き	3,200	900	100	1,000	4,100	100	4,200

2. 介護分保険料

種 別	区 分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者 (一人につき、5人を限度)	2,400	400	2,800

一人あたり月額329円、介護分は400円引上げ

令和三年度の収支試算による支出見込みは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についても影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については、過去二カ年度の伸び率と令和二年度の医療費推計を勘案し、同年度比五・九七%増を見込みました。一方、歳入面では、国庫補助金の定率分については、平成三〇年度に実施された所得調査の結果に基づく定率補助率三十二%で算出し、普通調整補助金については国の省令に基づき算出しました。

これらの補助金と現行の保険料額で医療費等の支出経費を賄うには二億二千三百万円の歳入不足が見込まれました。この不足額を保険料で補うと被保険者一人あたり月額一、五九九円の引上げが必要となります。私達を取り巻く状況は、建設技能労働者の入職減や職人不足、現場における賃金

待遇改善への課題も含めて依然厳しい状況にあります。建設職人の命綱である長建国保の将来を見据えた財政運営を維持していく観点から、財源確保のため一定の保険料によるご負担をお願いすることといたしました。

第一〇二回組合会では、本来、不足する財源については全額保険料で賄うべきところですが、大幅な引上げ負担は困難であるとし、保険料の引き上げについては、年々負担増を強いられいる後期高齢者支援金分及び介護給付費に係る財源確保を優先し、令和三年度予算編成においては、支援金分として一人あたり月額三三九円、介護分は四〇〇円の保険料の引き上げをお願いすることとし、医療分相当に係る保険料については、現行据え置きといたしました。尚、残る不足する財源約一億七千万円は基金から繰り入れることといたしました。組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願い致します。

令和三年度予算総額二七億一千万円

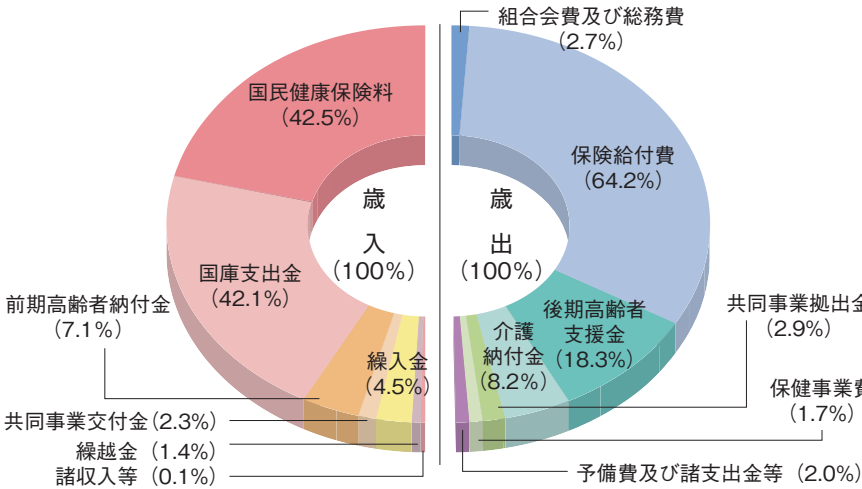
基金一億七千万円繰入

令和三年度の支出予算計上額は、法定に基づく高齢者支援金や介護納付金、一般医療費を含む保険給付費等の支出経費を三七億一千三千万円（予備費含む）と見込みました。収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率（定率三十二％、健保適用除外者は十三％・十六・四％）で見込み、令和二年度決算剰余金（五千八十一万二千円）を全額繰り入れても支出経費を賄うには二億

令和三年度の支出予算計上額は、法定に基づく高齢者支援金や介護納付金、一般医療費を含む保険給付費等の支出経費を三七億一千三千万円（予備費含む）と見込みました。収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率（定率三十二％、健保適用除外者は十三％・十六・四％）で見込み、令和二年度決算剰余金（五千八十一万二千円）を全額繰り入れても支出経費を賄うには二億

二千三百四十一万円の財源不足が見込まれました。本来ならば、この不足する財源については保険料で補うところですが、組合員世帯における急激な保険料の引上げ負担は困難であることから、長建国保の運営のための財源として被保険者一人当たり月額平均三二九円（介護分保険料は一人四〇〇円）の引き上げと基金より一億七千万円を取り崩して財源確保を図り令和三年度の事業運営を乗り切ることとしました。

グラフで見る歳入・歳出規模



歳入

（単位：千円）

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,575,765	1,514,575	61,190	42.5
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,563,915	1,642,601	△78,686	42.1
4. 前期高齢者交付金	263,203	200,908	62,295	7.1
5. 県支出金	2	2	0	0.0
6. 共同事業交付金	85,278	84,786	492	2.3
7. 財産収入	7	25	△18	0.0
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 繰入金	167,813	294,373	△126,560	4.5
10. 繰越金	50,812	17,366	33,446	1.4
11. 諸収入	3,206	8,116	△4,910	0.1
歳入合計	3,710,003	3,762,754	△52,751	100.0

歳出

（単位：千円）

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,318	4,412	△94	0.1
2. 総務費	97,119	98,796	△1,677	2.6
3. 保険給付費	2,381,692	2,434,092	△52,400	64.2
4. 後期高齢者支援金	678,580	660,907	17,673	18.3
5. 前期高齢者納付金	1,338	39	1,299	0.0
6. 介護納付金	303,135	299,702	3,433	8.2
7. 共同事業拠出金	106,678	106,062	616	2.9
8. 保健事業費	63,988	84,294	△20,306	1.7
9. 積立金	2	2	0	0.0
10. 公債費	100	100	0	0.0
11. 諸支出金	1,603	1,603	0	0.1
12. 予備費	71,450	72,745	△1,295	1.9
歳出合計	3,710,003	3,762,754	△52,751	100.0

長建国保今後の事業運営について

厳しい財政運営へ

組合の財政運営は、予算編成上、財源不足が生じた場合は、保険料の引き上げ、又は基金（積立金）繰入により財源を確保しなければなりません。今日までの財政運営については、平成二十二年決算以降から単年度収支決算で赤字に転じたが、一定の繰越金を保有していたことから保険料の引き上げ改定は行わず、不足財源は繰越金を充当しながら運営してきました。しかしながら、被保険者数が減少していく一方で、一人当たりの医療費の自然増、及び国に納付する高齢者拠出金（支援金）や介護納付金も年々負担増となっ

不測の事態に備えた基金

前述の通り、財源不足は保険料、又は基金繰入で財確保することとなりますが、その基金については、現在九億六千万円（令和元年度

今後も保険料改定が必要

令和三年度におきましても、収支試算により財源不足が見込まれたため長建国保の将来を見据えた財政運営を維持していく観点から一定の保険料によるご負担をお願いするところです。また、基金については令

決算現在）保有していますが、仮に今後毎年二億円を取り崩した場合、五年間で底を突く状態となります。これまで、出来る限り保険料の引き上げ幅を抑えるため、基金を取り崩していきましが、その基金が底を突くと直接保険料に影響します。基金は、年度途中にインフルエンザの大流行など不測の事態により医療費が高騰した場合に備え、一定の基金は常時保有しておく必要があります。

令和三年度より、脳血管疾患のリスク判定のための脳ドック検診に係る費用の一部を補助します。



長建国保の保健事業

組合新聞『建設長崎』で毎月情報更新

特定健診・保健指導の実施

特定健診の受診率の向上を図るため、県下七百の医療機関で受診することができ

組合巡回健診の実施

平日のお忙しい皆様への受診機会を確保するため、日曜日を利用した組合巡回健診を実施いたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により公共施設等が利用できない場合があります。組合新聞や長建国保ホームページにて情報発信していきます。

人間ドック健診の実施

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検す

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を補助します。

巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検す

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を補助します。

巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検す

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を補助します。

巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検す

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を補助します。

巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検す



【別表】扶養認定に必要な届出等

事 由	提出書類
○扶養家族（家族被保険者）で、組合員の令和2年分確定申告書内で「配偶者控除」や「扶養控除」に該当していない方 ○「配偶者特別控除」に該当する方 ※「配偶者控除」・「扶養控除」該当の方は書類不要です。	＊家族被保険者の方の収入等がわかる書類(申告書、源泉徴収票の写し等) ＊勤務先の賃金支払（見込）証明
○組合員世帯の居住地を離れて大学等に就学、または新たに居住地を離れて大学等に進学する方	＊学生証の写し、または在学証明書 ＊修学・施設入所等届出書 ※新入学の方は在学証明書を提出して下さい。
○組合員世帯の居住地を離れて施設等に入所している方、または新たに入所する方	＊施設入所等証明書 ＊修学・施設入所等届出書
○被保険者証記載の住所、氏名に変更があった方	＊被保険者証 ＊住民票謄本
○国民健康保険に加入する方	＊被保険者証 ＊資格喪失届 ※資格喪失証明書を発行します。
○就学や施設入所以外の理由で組合員世帯の居住地を離れる方（住民票を異動される方）	＊被保険者証 ＊資格喪失届 ※資格喪失証明書を発行します。
○就職し健康保険証の交付を受ける方	＊当組合の被保険者証 ＊就職先の健康保険証の写し ＊資格喪失届

※次回更新（令和4年7月）の際には、全ての扶養家族の皆様の資格等につきまして書類にて確認させていただきますのでご協力をお願いします。

保険証郵送更新に伴い

扶養家族の資格確認を実施します

▼証明書類提出、各届出を

長建国保に加入する家族（被保険者）の方の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることを基本としています。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新の際、ご家族の現況、並びに収入の有無等につきまして証明書類により確認をさせていただきます。

本来ならば、保険証の更新の際、個別にご家族の現況を確認させていただくところですが、新型コロナウイルス

イルス感染症の感染拡大防止の観点から本年も郵送更新とさせていただきます。そのため、今回に限り「別表」に記載する事項に該当される方につきましては、必ず組合へ届出いただきますようお願いいたします。

扶養の資格認定につきまして、適正な資格の適用が図れるよう組合員ご家族の皆様のご理解とご協力をお願いします。ご不明な点等につきましては、所属支部又は長建国保までお問い合わせ下さい。

※「百三十万円」（百八十万円）には自営の事業

所得金額も含みます。○修学や施設入所など一定の要件を除き組合員世帯を転出している方（組合員世帯の住民票を異動し、異動先で生活している方）

○組合員ご本人と同じ建設業に従事している方、又は法人役員として従事している方

○就職し健康保険証の交付を受けている方

○その他、組合が扶養要件とご協力をよろしくお願い致します。

次 の 事 項 に 該 当 さ れ る 方 は 扶 養 家 族 （ 被 保 険 者 ） に 該 当 し ま せ ん の で ご 注 意 下 さ い 。 該 当 し て い る 場 合 は 、 速 や か に 組 合 へ 届 出 下 さ る よ う お 願 い し ま す 。

○パート・アルバイト、事業専従者、年金受給者の方で、年間総収入が百三十万円（六十歳以上は百八十万円）以上ある方、又は見込まれる方

※「百三十万円」（百八十万円）には自営の事業



③「個人番号カード」（顔写真付）

②「個人番号が記載された住民票謄本」と「①記載のあくのいずれかの書類」

①「通知カード」と「左記あくのいずれかの書類」

ア、運転免許証

イ、パスポート

ウ、身体障害者手帳

エ、精神障害者保健福祉手帳

オ、療養手帳

カ、在留カード

キ、特別永住証明書等

ク、官公署が発行する書類（顔写真付）

各種届出・申請の際
個人番号の記入を
お願いしています

各種届出はお早めに

■資格関係 ～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ううちょ口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のううちょ銀行（郵便局）の通帳 ・建設業に従事している証明書類（別途お問い合わせ下さい。） ※扶養家族がある方（該当する場合のみ） ・加入者ご本人の確定申告書の写し(配偶者・扶養控除の場合のみ) ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・パート等の給与支払（見込）証明書 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書など	—
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・収入等が確認できる書類	その都度
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・住民票謄本・会社の退職日がわかるもの・離職証明書（基本手当額がわかるもの）	14日以内
○出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証（被保険者全員分）	直ちに
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証（※転出の場合は住民票謄本要）	その都度
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本	その都度
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	・被保険者証（被保険者全員分）・住民票謄本	14日以内
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに
○修学のため自宅を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度
○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所（入園）証明書	その都度
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに
○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき	介護保険適用除外等該当・非該当届	施設の入所証明書	直ちに

◎添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

令和三年三月

就労状況調査を実施

Ⅱ組合員資格（職種）の再確認調査Ⅱ

▼昨年十二月末日現在
の加入者が対象

組合では、建設労働者で
ある組合員資格（職種）の
再確認と無資格者の加入紛
れ込み防止のため、厚生労
働省の指導に基づき組合員
就労状況調査（三年に一
度）を本年三月より実施し
ます。調査対象者は、令和
二年十二月三十一日までの
加入組合員です。

▼証明書類未提出者は
資格喪失へ

証明書類としては、主に
別表に示す書類をお願いし
ています。その他証明書類
に関するお問い合わせは所
属支部までご連絡下さい。
尚、調査に応じない場合
や所定の提出期限までに証
明書類を提出しない場合は、
組合加入の無資格者として
被保険者証を返還の上、資
格喪失となります。

調査では、対象組合員の
皆様に送付する調査票に就
労状況をご記入いただき、
別表掲載の「建設業に従事
していることを証明する書
類」（以下「証明書類」）
をお願いします。

対象組合員の皆様には調
査の趣旨等ご理解とご協力
をお願いします。

加入資格の適正化対策

組合加入は建設業のみ

私達の組合は、建設業に
従事している建設労働者職
人のための組合であり、建
設業ではない方は加入でき
ません。組合では、加入資
格の適正化対策として職種
の点検・確認を日常的に実
施しています。

特に、新規加入時におけ
る組合員資格の適用につい
ては、職種が確認できる書
類の提出や自宅訪問を行っ
たなど徹底した適正化対策に
取り組んでいます。また、

このように、組合は今後
も引き続き職種の点検調査
と協力をお願いします。

【建設業に従事していることを証明する書類例】

※下記に示す証明書類例のいずれか1つの写し等を提出して下さい。

- 建設業許可業者の通知書（許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの）
- 会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの）
- 電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの）
- 得意先からの発注書、又は工事請負契約書（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 健康保険適用除外承認証（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 所得税確定申告書Aの第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので「給与の支払者の氏名・名称欄」に「〇〇建設」などの建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 源泉徴収票（「給与の支払者欄」に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- 建設長崎労働保険事務組合が交付する一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- 事業主が証明した就労（雇用）証明書（事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの）
- 建設キャリアアップカード
- その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

- ※注意事項
- (1)証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。
 - (2)所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のものを提出して下さい。
 - (3)名刺や労災加入証（他団体交付のもの）、資格証や修了証等で期間更新制ではないライセンス、得意先への見積書、請求書は証明書類に該当しませんのでご注意下さい。
 - (4)証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

法人事業所は

健康保険適用除外の承認が必要です

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

様式コード
9299

令和 年 月 日提出

健康保険 被保険者適用除外承認申請書
(国民健康保険組合被保険者)

提出者記入欄

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

国民健康保険組合理事長印

社会保険労務士記載欄
氏名等

申請者1

申請者2

申請者3

申請者4